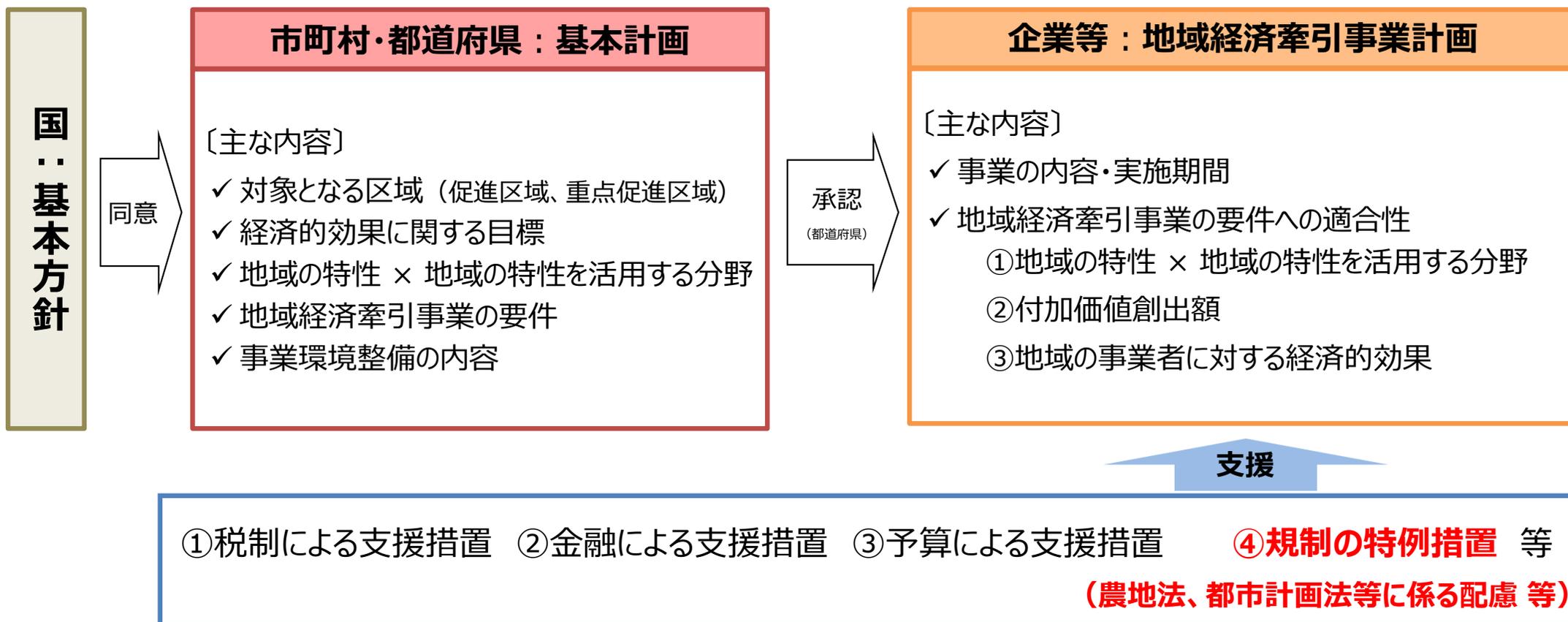


地域未来投資促進法の土地利用調整について

【参考】

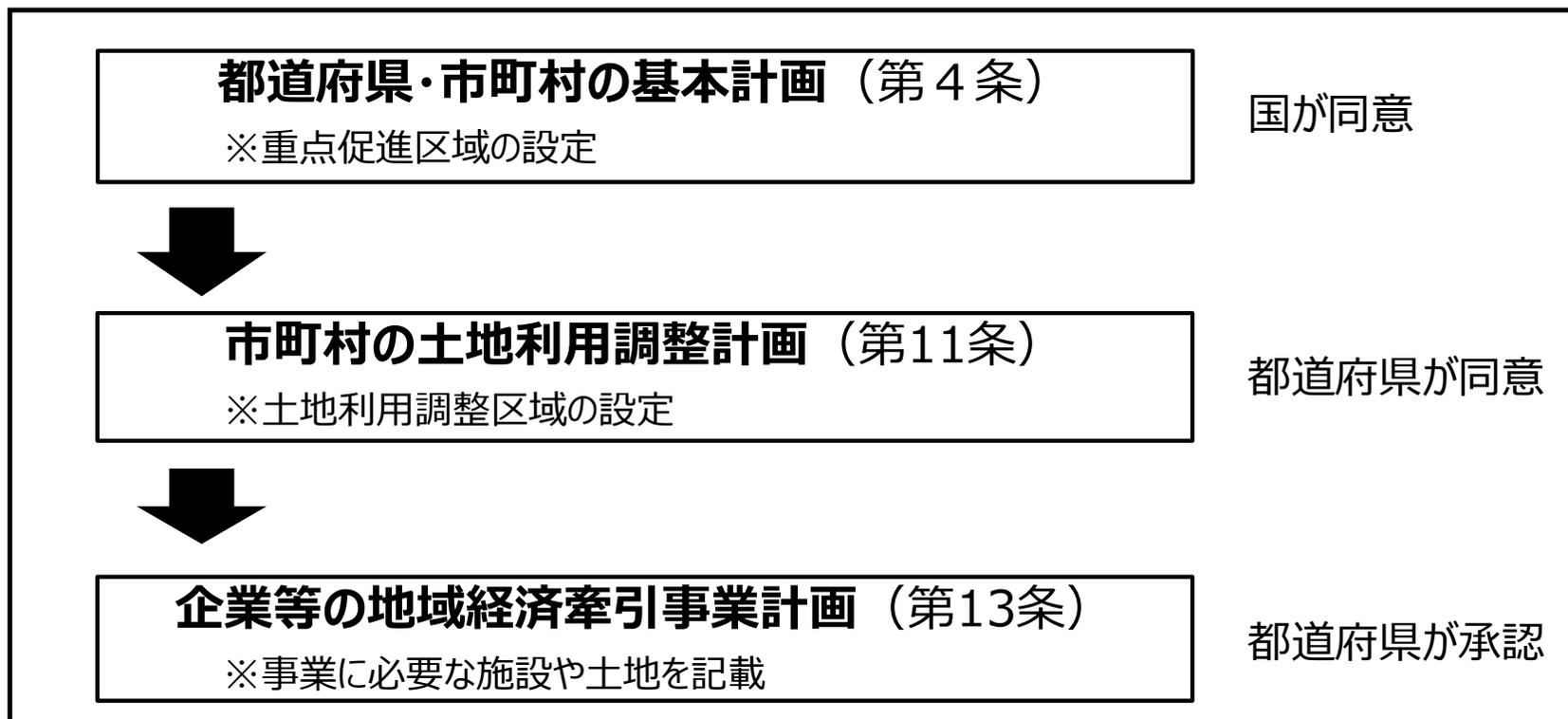
(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

- 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす事業（地域経済牽引事業）を促進するもの。
- 国の基本方針に基づき、市町村・都道府県が「基本計画」を策定（国が同意）。
- 「基本計画」に基づき、企業等が「地域経済牽引事業計画」を策定（都道府県が承認）。



都道府県が「基本計画」で設定した重点促進区域において市町村が「土地利用調整計画」を策定し、企業等が都道府県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた場合、一定の条件下で、地域経済牽引事業に必要な施設の整備について、農地法等に係る配慮が受けられる。

地域未来投資促進法の手続き

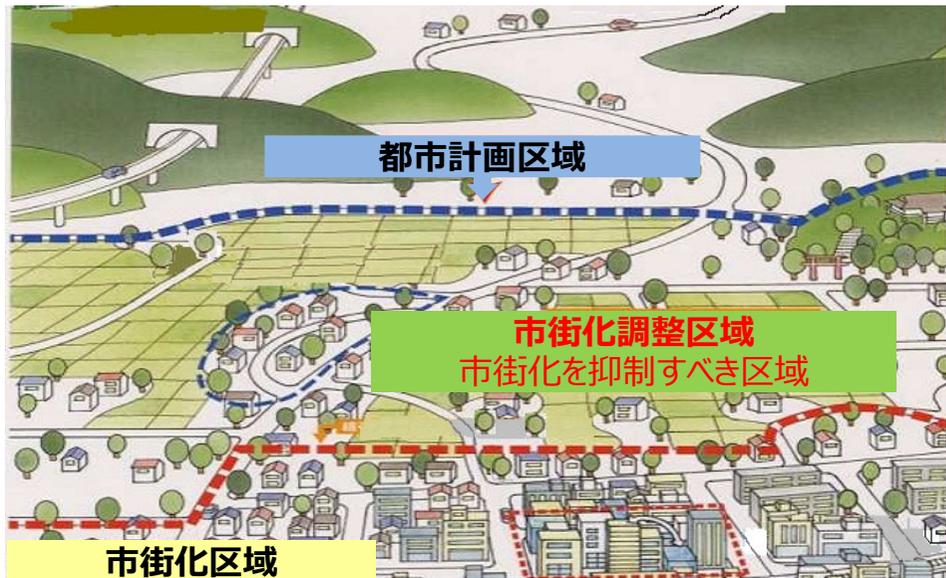


-
- 農振除外、農地転用 (農振法、農地法)
 - 市街化調整区域における開発許可 (都市計画法)

地域経済牽引事業の用に供する以下の対象施設に関して、都市計画法に基づく開発許可制度運用指針において、**都市計画法上の市街化調整区域における開発を原則として許可して差し支えないもの**としている。

都市計画法の開発許可制度とは

- 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分
- 市街化調整区域においては、開発を抑制



- 1) 既に市街地を形成している区域
 - 2) 概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
- (出典：国土交通省)

地域未来法を活用した開発許可関係手続に係る配慮

- 地域未来投資促進法の所要の手続きを経ることで、下記の対象施設に関しては、市街化調整区域における開発を原則として許可して差し支えないものとされる。

<配慮の対象施設> 地域未来投資促進法基本方針：告示（都市計画法関係）

(1) 流通の結節点

高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地する**食品関連物流施設、植物工場又は生体材料の研究施設若しくは工場**

(2) 原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍

医薬品若しくは食品の原料若しくは材料として使用される**農林水産物等の生産地等**又は現に試験研究の用に供されている**試験研究施設等の近傍に立地する研究施設又は工場**

(3) 変電所の近傍

変電所（構外に6万ボルト以上の電圧で電気を伝送するもの）の近傍に立地する**コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設**（当該施設の用に供する土地の面積が10ha以上のもの）

(4) 高速自動車国道等のインターチェンジの近傍

高速自動車国道等の**インターチェンジの近傍に立地した次世代モビリティに対応した物流施設**（高速自動車国道等又は高速自動車国道等と連結する道路に連絡する通路（専ら当該物流施設の利用者の用に供することを目的として設けられるものに限る。）を備えているものであって、自動運行車の運行を支援する環境が整備されており、電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車をいう。）に電気を供給するための設備又は水素自動車に水素を充てんするための設備が当該物流施設の利用者の用に供するよう適切に整備されているものに限る。）

(5) 地域における産業立地の促進のために必要と認められる区域

都市計画法第6条の2の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針に記載された産業立地のための土地利用に関する事項の内容に即して、地方公共団体が基本計画の重点促進区域内に、高速自動車国道等のインターチェンジ又は幹線道路に近接して定める区域において立地する工場、研究施設又は物流施設（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する都市機能増進施設を除く。）